

○警察情報センターの設置に関する訓令

(平成13.10.26
鹿児島県警察本部訓令38.)

改正 前略…平成26.3訓令9

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号）第13条の規定に基づき、警察情報センター（以下「センター」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 センターにおいては、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第5条の規定による開示請求があった場合における措置に関すること。
- (2) 鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第11条第1項及び第2項の規定による開示請求、第26第1項及び第2項の規定による訂正請求並びに第34条第1項及び第2項の規定による利用停止請求があった場合における措置に関すること。
- (3) 公文書の管理に係る企画、調査及び総合調整並びに職員に対する指導及び教養に関すること。
- (4) 情報の公開及び個人情報の保護に係る各所属との連絡に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、情報の公開及び個人情報の保護に係る企画、調査、総合調整及び関係機関団体との連絡並びに職員に対する指導及び教養に関すること。
- (6) その他センターの長（以下「センター長」という。）が命ずる事項に関すること。

本条…一部改正〔平成18.2訓令2〕

(センター長等)

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長には警視若しくは警部の職にある警察官又はこれに相当する事務職員をもって充て、警察本部長が任命する。

第2編 警務 警察情報センターの設置に関する訓令

3 センター長は、センターの事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

本条一部改正(平成26.3訓令9)

(係)

第4条 センターに、その所掌事務を分掌処理するため、情報公開係を置く。

本条一部改正(平成18.2訓令2)

(補佐等)

第5条 センターに、課長補佐、係長その他所要の警察職員を置くことができる。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成13年12月1日から施行する。

附 則 (平成18.2.7訓令2抄)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成26.3.13訓令9)

この訓令は、平成26年3月24日から施行する。